

けいざいてき りゆう

経済的な理由で地上デジタル放送が

まだ受信できない方に

地上デジタル放送の簡易チューナー

を無償給付します。

たいしょう かがた

対象となる方々

がいとう じゅしんりょう ぜんがくめんじよ せたい たいしょう
次のいずれかに該当し、NHK受信料が全額免除となっている世帯が対象です。

(既に地上デジタル放送をご覧になれる世帯は、支援対象としていません。)

せいかつほご
生活保護など
の公的扶助を
受けている世帯

- ・ 生活保護法に定める扶助を受けている世帯
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている世帯
- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯

しょう しゃ せたい
障がい者がいる世帯で
かつ世帯全員が市町村
民税非課税の措置を
受けている世帯

- ・ 世帯構成員のどなたかが、障がい者の手帳(身体障害者手帳、療育手帳(または判定書)、精神障害者保健福祉手帳)のいずれかをお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税の世帯

しゃかいふくしじぎょうしせつ
社会福祉事業施設
に入所されていて
自らテレビを持ち込んで
いる方

- ・ 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている方で、自らテレビを持ち込んでいる方

※全額免除の対象者はNICSの基準に当てはまる。詳しくはNICSの「確認」を参照。

そうむしょう じょうむじつし
総務省 地デジチューナー支援実施センター

地上デジタル放送受信のための支援

(簡易チューナー無償給付等)

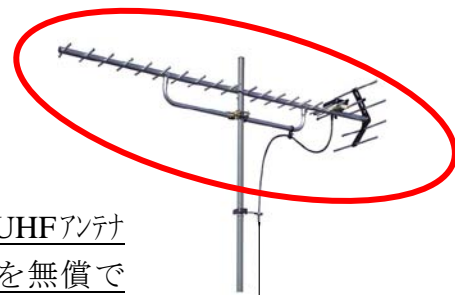


支援対象

※必要に応じUHFアンテナ
設置又は調整を無償で
行う

支援対象

簡易チューナーを
無償給付する



支援実施工事

お手持ちのアナログテレビ
をご利用できます。



具体的な支援の内容

簡易なチューナーを無償で給付します。(注意：テレビは給付しません。)

簡易なチューナーを無償給付することにより、現在ご利用中のテレビ(アナログテレビ1台)で地上デジタル放送をご覧になれます。簡易なチューナーは、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。

アンテナ工事などが必要な場合はその支援を行います。

簡易なチューナーの設置のみで地上デジタル放送をご覧になれない場合は、屋外アンテナなどの無償改修を行います。また、共同受信施設またはケーブルテレビをご覧になっている世帯の改修経費なども負担します。

簡易接続図

但し混合器
ブースター
分配器等は簡略
しています

もうしみてつづき

申込手続の流れで分からないことがあれば、お問い合わせください。

○地上デジタル放送受信のための支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター <http://www.chidejishien.jp/>

電話(ナビダイヤル): 0570-033840 または、FAX: 044-966-8719

上記の番号が利用できない場合は 電話: 044-969-5425

【受付時間】 平日 午前9時~午後9時(土・日・祝日は午前9時~午後6時)

○NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK 視聴者コールセンター <http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

電話(ナビダイヤル): 0570-000588 または、FAX: 044-888-4340

上記の番号が利用できない場合は 電話: 044-871-8441

【受付時間】 平日 午前9時~午後9時(土・日・祝日は午前9時~午後6時)